

必ず起こる海外トラブル。その時の備えはありますか？

1. 海外取引・進出の拡大

我が国では2030年、40年、50年と、今後10年毎に約1,000万人ずつ人口が減少し、国内市場に多くを期待できないことから、ビジネスの拡大・発展のために、海外取引を始めたり、海外に進出したりすることによって海外の旺盛な需要を取り込むことが中堅・中小企業でも珍しくない時代となっています。しかしながら、これまで長年に亘って取引を継続してきた国内取引先と違って、商習慣の違いや相手先との信頼関係の未構築などから、万一事業に関して紛争が生じた場合、どのように対処するかをあらかじめ準備しておくことが、特に国際取引においては重要です。

2. 裁判の問題点

例えば中国企業との商事紛争を日本の裁判所で争うことは可能ですが、残念ながら、仮にあなたの会社が勝訴したとしても、その中国企業がある中国において日本の裁判判決を執行することはできません。また、裁判判決の国際的執行に関する多国間条約は未だに存在しないことから、一般的に他の外国でも同様の事情にあります。

3. 『仲裁』制度の活用とメリット

そこで海外の企業が多用しているのが、国際仲裁です。

まず、日本ではあまり知られていない『仲裁』について、簡単に説明します。仲裁 (Arbitration) とは、紛争が起こった場合に、裁判所に解決を求めるのではなく、当事者が紛争解決を公正・独立な第三者 (仲裁人といいます。) の判断に委ね、その判断 (仲裁判断といいます。) に従うという合意に基づき紛争を解決する手続をいいます。仲裁判断は、裁判所の確定判決と同じ効力を持ちます。

国際商事紛争に関する各国裁判所の判決が国境を越えて執行できないという問題を解決するために、1958年に国際連合によって作成され、現在156か国が加盟する『外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約 (ニューヨーク条約)』があります。この条約を活用すれば、外国企業との商事紛争であっても仲裁判断がその外国企業がある国で執行されるので、諸外国の企業は、国際商事紛争が生じた場合、裁判ではなく仲裁制度を上手に活用することが一般的です。

仲裁には、以上の①国際性 (外国での執行の保証) のほかに、

- ②中立性（当事者が仲裁人を選べます。外国裁判所では裁判官が信頼できない場合もあります。）
 - ③非公開性（顧客やライバル企業に知られずに済みます。）
 - ④迅速性（一審制ですので、時間、経費の面で節約可能です。）
- など様々なメリットがあります。

4. 日本で仲裁を実施するメリット

日本企業と外国企業との商事紛争に関する仲裁は、その外国でも、あるいは第三国でも実施することは可能ですが、日本企業にとって日本で仲裁することには、数々のメリットがあります。

（1）利便性、費用・時間・労力の節約

- ①仲裁手続きのために、外国に行く不便宜を回避できる。
- ②外国での仲裁では、外国人弁護士を起用する必要がある場合もあり、費用が嵩む。
- ③法令に違反する仲裁判断を取り消す場合、日本の裁判所で手続きができる。

（2）日本語の使用可能性

国際仲裁で使用する言語は、当事者間で合意するが、日本語が使用言語となる可能性がある（日本商事仲裁協会の現状は、約4割のケースが日本語）。

（3）仲裁機関

日本商事仲裁協会の場合、手続実務、規則解釈等協会への照会などは日本語で可能。外国の仲裁機関とは違い、直接面談ができ、迅速な回答が期待できる。

（4）外国裁判所の関与の回避

外国（アウェイ）での仲裁では、国によっては、裁判所の中立性を欠き、仲裁判断を取り消される危険があるが、日本の裁判所の信頼性は高い。

5. 契約書の工夫

以上の様に日本での仲裁には多くのメリットがありますが、ここで大切なことは、いざビジネス上の紛争が起こってから、これを裁判ではなく仲裁で、また、外国ではなく日本での仲裁で解決することを紛争相手と合意することは至難の業であることを認識する必要があります。日本企業の場合、往々にして価格・数量などの取引条件の交渉には大変熱心ですが、紛争解決条項の重要性を知らないために安易に妥協し、結果として、将来不利な立場に陥ることがあります。

契約書には、「紛争解決方法として仲裁」を、そして、「日本で仲裁を実施する」という自社にとって有利な仲裁条項を規定しておくことが、いざという時の貴重な備えとなります。

6. 仲裁条項の例

仲裁条項（仲裁合意）がないと仲裁は利用できません。契約書を作成し、かならず仲裁条項を定めてください。

（日本語）

“この契約からまたはこの契約に関連して、当事者の間に生ずることがあるすべての紛争、論争または意見の相違は、一般社団法人日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に従って、（日本の都市名）において仲裁により最終的に解決されるものとする。”

（英文）

“All disputes, controversies or differences which may arise between the parties hereto, out of or in relation to or in connection with this Agreement shall be finally settled by arbitration in (name of city in Japan), in accordance with the Commercial Arbitration Rules of The Japan Commercial Arbitration Association.”

もっと仲裁を詳しく、仲裁についてお知りになりたい方は、下記のサイトの「仲裁のご案内」をご参照ください。

<http://www.jcaa.or.jp/arbitration/docs/pamph-j.pdf>

お問い合わせ先

日本商事仲裁協会は、昭和28年に、日本商工会議所に設置されていた国際商事仲裁委員会を発展改組した団体であり、また、『裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR法）』に基づく法務大臣の認証を取得しております。

国際仲裁や国際取引などに関して、ご相談・ご質問がありましたら、お気軽にご連絡下さい。

一般社団法人日本商事仲裁協会

<東京本部：仲裁部>

〒101-0054

東京都千代田区神田錦町3丁目17番地

廣瀬ビル3階

電話：03-5280-5161

FAX：03-5280-5160

メールアドレス：arbitration@jcaa.or.jp

<大阪事務所：調停・仲裁・業務課>

〒540-0029

大阪府大阪市中央区本町橋 2-8

大阪商工会議所ビル 5 階

電話：06-6944-6164

FAX：06-6946-8865

メールアドレス：arbitral-osaka@jcaa.or.jp

<http://www.jcaa.or.jp/>

また、日本商事仲裁協会では、仲裁事業とは別に、紛争予防の観点から、各種相談事業や国際ビジネスセミナーを実施しております。

戸締まり用心、火の用心

安易な国際取引・海外進出には危険が一杯！！

「輸入した商品に損傷があったので相手方に通知したところ、出荷時点では問題なかったと主張され、どちらに責任があるのかで揉めている」、「原材料費が高騰したため、このまま約定価格で商品を提供すると赤字になる。価格交渉したいが、相手方は、契約上見直しの規定がないと言ってとりあってくれない」などなど、国際取引を行っている中堅・中小企業の方からのトラブルのご相談は様々です。

このような国際取引から発生するトラブルは、きちんと契約書を作成し、国際取引に精通した法律専門家のチェックを受けていれば、かなりの数は防ぐことができ、またトラブルが発生してもスムーズに交渉を進めることが可能です。

日本商事仲裁協会では、国際ビジネスにはつきものの**トラブル・紛争をでき**

る限り未然に防止する、という観点から、『国際取引・貿易実務専門相談』、『中国・台湾専門法律相談』を実施しています。

詳しくは当協会下記ウェブサイトをご覧ください。

<http://www.jcaa.or.jp/member/trade-consultation.html>

<http://www.jcaa.or.jp/member/china-consult.html>

相談を担当するのは、海外企業との契約交渉、契約書作成や紛争解決等に関する豊富な経験と専門知識を有する弁護士（中国・台湾弁護士を含む）や貿易実務に精通した貿易アドバイザーです。

海外進出や国際取引にご関心の高い企業の皆様のお役に立つ相談窓口として、当協会の相談事業をお気軽にご活用ください。

また、同様の観点から、**各種国際取引契約に関する実務セミナー**も随時開催しております。詳しくは当協会下記ウェブサイトをご覧ください。

<http://www.jcaa.or.jp/seminar/index.html>

皆様のご参加をお待ちしております。

お問い合わせ先

一般社団法人日本商事仲裁協会

<東京本部：業務部>

〒101-0054

東京都千代田区神田錦町3丁目17番地

廣瀬ビル3階

電話：03-5280-5181

FAX：03-5280-5160

<大阪事務所：調停・仲裁・業務課>

〒540-0029

大阪府大阪市中央区本町橋2-8

大阪商工会議所ビル5階

電話：06-6944-6164

FAX：06-6946-8865